

農林水産物・食品輸出本部の取組状況について



2020年10月 1 日

農林水産物・食品輸出本部

目次

- 1 .輸出本部の実施体制
- 2 .基本方針・実行計画
- 3 .輸出先国・地域との協議
- 4 .輸出円滑化のための対応
- 5 .輸出事業者の支援

1. 輸出本部の実施体制



農林水産物・食品輸出本部の下での実施体制

- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）第3条に基づき、農林水産省に農林水産物・食品輸出本部を設置。

農林水産物・食品輸出本部

【本部長】 農林水産大臣

【本部員】 総務大臣 外務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 復興大臣

農林水産物・食品輸出本部事務局

【事務局長】 農林水産省 食料産業局長

【事務局長代理】 農林水産省 大臣官房審議官（輸出本部担当）

【次長】 農林水産省 食料産業局 輸出先国規制対策課長
総務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び復興庁
の課長級の併任者

※ 農林水産省に関係府省庁の総合調整機能を付与するための閣議決定

※ 輸出本部の実務を担う輸出先国規制対策課を農林水産省に新設

基本方針の策定

・輸出先国との協議 ・輸出円滑化措置（証明書発行・施設認定等） ・事業者支援 等

実行計画（工程表）の作成・進捗管理

・食肉加工施設の認定等のスピードアップ ・輸出先国との協議の一体的実施 等

2.基本方針・実行計画



農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針の概要

- ・ 輸出促進法第10条に基づき、①施策に関する基本的な方向、②輸出先国との協議、③輸出を円滑化するために必要な手続の整備、④輸出を行う事業者の支援等を定めた「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」を策定。

第1 施策に関する基本的な方向

- ・ 我が国の農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業及び食品産業の持続的な発展が目的。
- ・ 農林水産物・食品輸出本部において、実行計画を作成し、毎年、進捗管理を行い、早期の実行を推進。

第2 輸出先国との協議

- ・ 輸出先国との協議は、農林水産大臣が中心となり、関係大臣の協力を得て行う。
- ・ 効果的・効率的に協議を進めるため、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目から優先的に協議。

第3 輸出を円滑化するために必要な手続の整備

- ・ 輸出証明書の発行、生産区域の指定及び加工施設等の認定については、農林水産省、財務省及び厚生労働省が分担して実施。
- ・ 登録認定機関を活用して手続の迅速化を図る。
- ・ 農林水産省は、関係省庁や都道府県等も含め、証明書の申請及び交付を一元的にできるシステムの構築を推進。

第4 輸出を行う事業者の支援

- ・ 農林水産省は、輸出先国の様々な規制等の情報を収集し、農林水産業者及び食品事業者に分かりやすく情報提供。
- ・ 農林水産省に、一元的な相談窓口を設置し、事業者からの様々な相談に対応。農林水産省は、輸出に係る相談について、関係省庁や関係機関、都道府県等と共有できるネットワークも構築して積極的な対応を推進。

実行計画（工程表）等の進捗状況

- ・ 輸出促進法第14条第1項に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画（以下「実行計画」という。）を作成。これまで実行計画（輸出促進法施行前の工程表を含む。）として、112項目を作成し、約半分（51項目）が対応済みとなった。また、令和2年4月以降は、73項目のうち、12項目が対応済みとなり、輸出先国の規制への対応が進展している。

実行計画（工程表）として対応済みとなった主な項目の例（本年4月1日以降）

施設の認定

- 米国向け牛肉処理施設の認定（株式会社栃木県畜産公社）
- EU向け牛肉処理施設の認定（株式会社栃木県畜産公社）

放射性物質規制に関する協議

- モロッコによる規制撤廃

動植物検疫に関する協議

- マカオ向け牛肉の30ヶ月齢制限の撤廃
- サウジアラビア向け牛肉輸出の解禁
- 米国向けなしの検疫条件の緩和
- タイ向けかんきつの検疫条件の緩和
- 豪州向けいちごの輸出の解禁
- EU向け盆栽の輸出の解禁

その他個別の規制に関する協議

- 中国向け水産物輸出に係る最終加工施設の登録

実行計画（工程表）等の進捗状況



実行計画（工程表）として対応済み項目の一覧

対象国・地域	措置した事項	項目数
シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定	3
	豚肉加工施設のHACCP認定	1
	牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施設認定権限の我が国への移譲	1
	家きん肉の解禁	1
	食鳥のと体の洗浄基準について要綱を改定	1
	活ガキ輸出のための衛生プログラムの認定	1
タイ	EPAの原産地証明書の効率化・簡素化	1
	豚肉の解禁	1
	豚肉処理施設のHACCP認定	1
	青果物の選果・梱包施設の衛生証明書発行	1
	かんきつ類の検疫条件の変更(査察制への移行)	1
タイ等	各国ごとに定められた禁止成分の周知（部分水素添加油脂等）	1

台湾	牛肉処理施設の要綱を策定	1
	牛乳、乳製品の衛生証明書発行の効率化	1
	牛肉の施設認定権限の我が国への移譲	1
中国	水産物輸出に係る最終加工施設の登録	1
	イヌマキの輸出再開	1
ベトナム	羽田空港における輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務の開始	1
	りんごの検疫条件の変更	1
	輸出先国における商品登録手続早期化の支援	1
香港	30か月齢以上の牛肉について器具の交換等の対応要件を削除	1
	牛乳、乳製品の衛生証明書の発行の効率化	1
	香港向けの加工食品の動物検疫の要否確認	1
マカオ	30か月齢以上の牛肉の輸出解禁	1
フィリピン等	輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の明確化	1

実行計画（工程表）等の進捗状況



対象国・地域	措置した事項	項目数
米国	牛肉処理施設のHACCP認定	4
	うんしゅうみかんの検疫条件の変更	1
	なしの検疫条件の変更	1
米国・EU	牛肉処理施設のHACCP認定	1
ブラジル	相手先国の通関の迅速化	1
EU	牛肉処理施設のHACCP認定	4
	・卵・卵製品、乳・乳製品の解禁 ・鶏卵の洗浄基準の策定 ・卵、牛の生乳の残留物質モニタリング検査の実施	1
	生鮮家きん肉の解禁	1
	EUで1997年以前に普及していなかった新規食品（Novel Food）の流通条件の確認	1
	EU向けカキの輸出に関する水質モニタリング時におけるサンプリング者の要件緩和	1
サウジアラビア	牛肉の輸出解禁	1
全輸出先国・地域	食肉の包材（ダンボール）への記載事項について要綱を改定	1
	加工食品の自由販売証明書の発行の迅速化	1
米国 EU 香港 等	牛肉を輸出する処理施設による輸出先国の基準に基づいた衛生的なと畜・解体の徹底	1

台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ NZ、EU等	水産物輸出の衛生証明書の発行の迅速化	1
シンガポール EU	鶏肉の食鳥処理場において都道府県の食鳥検査員の監督の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うことを周知	1
香港、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、UAE、カタール、カナダ、メキシコ、ブラジル、豪州、NZ、ロシアは、牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	牛肉等の処理施設のHACCP認定（国によってはハラールを含む）	1
食肉輸出先国	輸出食肉の食品添加物の使用に関する国からの周知	1
合計		51

現在の実行計画

- ・ 輸出に取り組む事業者の団体等からの要望を踏まえ、8月31日に、輸出施設の認定審査や各国・地域との協議など、新たに102項目を追加し、実行計画を変更した。
- ・ 変更後の実行計画は、国内対応77項目、相手国・地域との協議への対応86項目。

実行計画への追加項目の一覧

I 国内対応

1 施設認定

対象国・地域	対象となる事項	項目数
シンガポール	牛肉処理施設のHACCP認定 ((株) にし阿波ビーフ (徳島県))	1
	豚肉処理施設 ((株) 北海道畜産公社早来工場 (北海道))	1
香港	卵製品加工施設の対香港認定 (農事組合法人香川ランチ (宮崎県))	1
米国	水産食品加工施設のHACCP認定※ (丸本本間水産 (株) (北海道)、(有) カネキン川村水産 (北海道)、広瀬水産 (株) (北海道)、丸栄水産 (株) (北海道)、(株) ワイエスフーズ (北海道)、サンコー食品 (株) (岩手県)、(株) 丸石沼田商店 (青森県)、(株) 大豊 (青森県)、(株) ヤマナカ (宮城県)、(株) 津久勝 (茨城県)、(有) なかみち水産 (千葉県)、(株) 西松 (神奈川県)、(株) 三崎恵水産 (神奈川県)、(有) 若松屋 (三重県)、大阪府鰯巾着網漁業協同組合 (大阪府)、マルヤ水産 (株) (兵庫県)、愛南漁業協同組合 (愛媛県)、(株) 愛媛海産 (愛媛県)、(株) 予州興業 (愛媛県)、秀長水産 (株) (愛媛県)、(株) 高知道水 (高知県)、柳川冷凍食品 (株) (福岡県)、(株) 高橋商店 (福岡県)、(株) スイケンフーズ (佐賀県)、(株) 九州築地 (宮崎県)、(株) 水永水産 (宮崎県)、(有) 山吉國澤百馬商店 (鹿児島県)、(株) 下園薩男商店 (鹿児島県)、的場水産 (株) (鹿児島県)、(株) MRC (鹿児島県)、(有) 海幸 (鹿児島県)、(株) 八起屋 (鹿児島県))	33
米国・EU	牛肉処理施設のHACCP認定 (佐賀県食肉センター (佐賀県))	1
	水産食品加工施設のHACCP認定 ((株) トウスイ (茨城県)、(株) 南予ビージョイ (愛媛県)、(株) 新海屋 (宮崎県)、KTM (株) (鹿児島県))	4
ブラジル	牛肉処理施設のHACCP認定※ (飛騨ミート農業協同組合連合会 (岐阜県))	2
	牛肉処理施設のHACCP認定 ((株) 北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター (第3工場) (北海道))	1
	液卵製造施設のHACCP認定 ((株) 籠谷 (兵庫県))	1
	牛乳乳製品の輸出施設認定※	1
EU	水産食品加工施設のHACCP認定※ (北見食品工業 (株) (北海道)、紋別漁業協同組合 (北海道)、マルカイチ水産 (株) (北海道)、(株) 山神 (青森県)、(株) マリノス (千葉県)、(株) カネジョウ大崎 (千葉県)、極洋水産 (株) (静岡県)、大坪水産 (株) (静岡県)、(株) オリエンタルフーズ (静岡県)、ファームチョイス (株) (熊本県)、熊本県海水養殖漁業協同組合 (熊本県))	12
	産地魚市場のHACCP認定支援 (宮城県塩竈魚市場、長崎県松浦魚市場、鹿児島県枕崎魚市場)	3

現在の実行計画

I 国内対応 2 その他

対象国・地域	対象となる事項	項目数
中国	食用活水産物の衛生証明書発行の際の有害物質検査	1
米国・EU	容器・包装（食品接触材料）の規制への対応	1
各国共通	輸出に関する一元的な相談窓口	1
全輸出先国・地域	食品添加物などの食品関連規制への対応	1
共通	植物検疫協議の優先順位の決定	1

II 相手国・地域との協議への対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数
インド	輸入時に賞味期限までの残存期間が60%以上（又は3か月のいずれか短い期間）が必要という輸入規制への対応	1
シンガポール	水産物のビプリオ・フルビアリスに関する規制明確化	1
	食肉加工品への外国産原料の使用	1
タイ	パラコートなど農薬の残留農薬基準値削除	1
中国	水産物の輸出のための中国政府による施設登録	3
	輸入包装済み食品ラベルへの規制強化への対応	
	「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定	
米国	さくらの切り枝の輸出解禁	2
	無添加無菌包装米飯（バックご飯）の製造施設の登録	
カナダ	小麦粉含有食品にかかる規制（強化小麦粉の使用義務）への対応	1
メキシコ	日本産牛肉の輸出環境改善（施設認定権限の移譲）	1
英国	蒸留酒の容量規制への対応	2
	ワインの輸入規制（醸造方法及び自己証明）への対応	
ロシア	輸出水産食品施設登録の再開及びロシア側施設リストの修正	1
サウジアラビア	水産食品輸出に係る施設登録・衛生証明書の発行	1
牛肉輸出可能国・地域	牛肉のスライスされた状態での輸出	1
豚肉輸出可能国・地域	豚肉のスライスされた状態での輸出	1
再掲	19か国・地域の放射性物質規制への対応 （※各国・地域に分割して新規追加）	19
合計		102

3.輸出先国・地域との協議



原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃



- ・ 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、35の国・地域で撤廃、19の国・地域で継続）。

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を撤廃 (35)		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ
事故後の 輸入規制 を継続 (19)	一部都県等を対象に 輸入停止（6）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
	一部又は全ての都道府県を 対象に検査証明書等を 要求（12）	EU及び英国、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア、レバノン、アラブ首長国連邦、エジプト
	自国での検査強化（1）	イスラエル

注1) 2020年9月9日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。

注3) タイ政府は、検疫上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

動物検疫協議の状況



- 動物検疫に係る協議（輸出関係）は、現在、14の国と地域・28件に取り組んでおり、2016年度以降15の国と地域・28件が解禁・条件緩和。
- 輸出先国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出先への解禁要請		韓国 （豚肉）、 インドネシア （鶏肉）、 フィリピン （殻付き卵）等
協議中	輸出先国・地域における疾病リスク評価実施中（※）	中国 （牛肉、豚肉）、 韓国 （牛肉）、 フィリピン （豚肉）、 米国 （豚肉）、 EU （豚肉）、 台湾 （豚肉、鶏肉）、 トルコ （牛肉）等
	検疫条件協議中	中国 （牛乳・乳製品）、 ロシア （鶏肉、殻付き卵）、 マレーシア （鶏肉）、 米国 （鶏肉）等
輸出解禁済 2016年度以降の実績		豪州 （牛肉、牛肉エキス）、 ブラジル （牛肉製品等＝携帯品）、 タイ （牛肉＝30ヶ月齢制限撤廃、豚肉）、 シンガポール （鶏肉等）、 台湾 （牛肉等）、 マレーシア （牛肉）、 アルゼンチン （牛肉、ラリン）、 米国 （殻付き卵）、 韓国 （殻付き卵）、 ウルグアイ （牛肉）、 ロシア （牛肉＝2施設追加）、 EU （殻付き卵及び卵製品、乳及び乳製品、鶏肉）、 マカオ （鶏肉、殻付き卵、牛肉＝30ヶ月齢制限撤廃）、 サウジアラビア （牛肉）等

※家畜衛生体制、疾病の清浄性等の評価

令和2年9月30日現在

植物検疫協議の状況

- 植物検疫に係る協議（輸出関係）は、現在、13か国・24件に取り組んでおり、2016年度以降8か国・23件が解禁・条件緩和。
- 輸出先国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出先への解禁要請		(解禁要請と同時に協議の段階へ移行)
協議中	輸出先国・地域における病害虫リスク評価実施中 (※)	カナダ (もも)、 豪州 (もも)、 韓国 (りんご・なし)、 タイ (玄米)、 ベトナム (うんしゅうみかん)、 インド (なし、スギ)、 フィリピン (いちご)、 台湾 (トマト)、 NZ (かんきつ類=品目の拡大等)、 メキシコ (精米) 等
	検疫条件協議中	インド (りんご)、 米国 (メロン)、 タイ (かんきつ類=薬剤処理の代替措置)、 豪州 (なし=全ての都道府県の解禁等、うんしゅうみかん=全ての都道府県の解禁等)、 中国 (ぶどう) 等
輸出解禁済 2016年度以降の実績		中国 (精米=精米工場及びくん蒸倉庫の追加)、 米国 (かき、うんしゅうみかん=福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の追加、臭化メチルクン蒸の廃止、盆栽(ツツジ属及びゴヨウマツ)=網室内での栽培期間の短縮、なし=生産地域の拡大、品種制限の撤廃)、 ベトナム (なし、玄米、りんご=袋かけに代わる検疫措置の追加)、 タイ (かんきつ類=福岡県内生産地域の追加拡大、合同輸出検査から査察制への移行等)、 豪州 (かき=臭化メチルクン蒸に代わる検疫措置による解禁、いちご)、 カナダ (なし=全ての都道府県の解禁、りんご=「ふじ」を含む全品種の解禁・袋かけ又は臭化メチルクン蒸に代わる検疫措置の追加)、 EU (黒松盆栽=錦松盆栽含む) 等

※病害虫の侵入・定着・まん延の可能性や、まん延した場合の経済的被害の評価を踏まえた検疫対象となる病害虫の特定 令和2年9月1日現在

4.輸出円滑化のための対応



輸出証明書発行、区域指定、施設認定の手續の一本化

- これまで農林水産省、厚生労働省、国税庁、都道府県等がそれぞれ通知に基づいて行っていた、輸出に必要な①輸出証明書発行、②生産区域指定、③加工施設認定を法定化（輸出促進法第15条～第17条）。
- 国・品目別に定められていた約180の輸出証明書発行、施設認定等の手續を輸出促進法に基づく手續規程として分かりやすく一本化し、ホームページに公表することにより利便性向上。

これまで

厚生労働省、農林水産省、国税庁がそれぞれ通知に基づいて実施。

厚生労働省所管
110本

農林水産省所管
43本

国税庁所管
1本

農林水産省・厚生労働省共管
22本

合計 176本

輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品
EU等	牛肉、家きん肉、食肉製品、乳製品、家きん卵及び卵製品、ケーシング、ゼラチン・コラーゲン、水産物、ペットフード	シンガポール	牛肉、豚肉、家きん肉、食肉製品、家きん卵製品、水産物（ふぐ）	ミャンマー	牛肉
		タイ	牛肉、豚肉、青果物	メキシコ	牛肉、水産物
米国	牛肉、水産物	ナイジェリア	水産物	ロシア	牛肉、水産物
アラブ首長国連邦	牛肉	ニュージーランド	牛肉、水産物（二枚貝）	韓国	家きん卵、畜産加工品、水産物
アルゼンチン	牛肉	バーレーン	牛肉	香港	牛肉、豚肉、家きん肉、乳及び乳製品、家きん卵及び卵製品、アイスクリーム類等、水産物、モズガニ
インド	水産物、養殖水産動物用飼料	フィリピン	牛肉		
インドネシア	牛肉、水産物	ブラジル	牛肉、水産物、飲料・酢	中国	乳及び乳製品、水産物、錦鯉
ウクライナ	水産物	ベトナム	牛肉、豚肉、家きん肉、水産物	各国共通	錦鯉（中国を除く）まぐろ類、めろ、原発事故関連証明書、自由販売証明書、酒類、水産動物等
ウルグアイ	牛肉	マカオ	牛肉、豚肉、家きん肉		
オーストラリア	牛肉、水産物、養殖等用飼料	マレーシア	牛肉、水産物		
カタール	牛肉				
カナダ	牛肉、水生動物				

整理・統合

法施行後

輸出促進法に基づく手續規程に一本化。

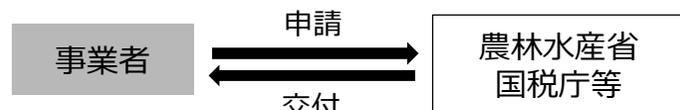
一元的な輸出証明書発給システムの整備

- 農林水産省において、輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを整備。
- これにより、輸出を行う事業者は、オンラインシステム上で複数の証明書の申請を行うことができ、利便性が向上。
- 第一段階として本年4月から、原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書をシステムの対象に追加。
- 今後、国税庁、厚生労働省、都道府県等が発給する証明書にも対象を拡大し、令和3年度までに全ての輸出証明書をシステムの対象に追加。

これまで

事業者は別々の省庁等に申請。
オンラインシステムによる申請は農林水産省の
原発事故関連証明書のみ。

○原発事故関連証明書



○自由販売証明書



○衛生証明書

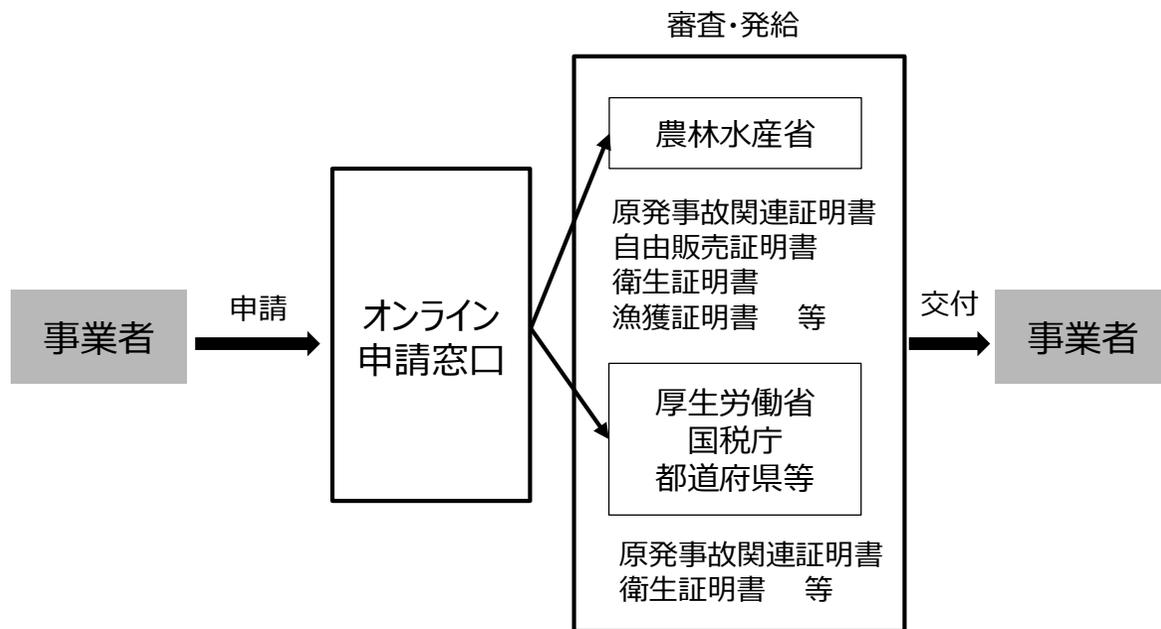


○漁獲証明書



システム構築後

事業者は一つのオンライン申請窓口を通じて申請可能となり、
手続コストを削減。



主要国向け輸出施設数（輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定件数）

品目	輸出先国	輸出施設数	認定主体
牛肉	アメリカ	15	厚労省
	EU等※1	9	厚労省
	タイ	71	都道府県等
	マカオ	69	都道府県等
水産	アメリカ	477	登録認定機関 厚労省、都道府県等
	EU等※1	80※2	農水省 厚労省、都道府県等
	中国	1,554	厚労省、都道府県等
	ベトナム	712	都道府県等

注：令和2年9月28日現在

※1：英国、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン（牛肉のみ）を含む

※2：最終加工施設のみ

登録認定機関の登録



- ・ 民間機関の能力を活用して輸出促進法第17条に基づく施設認定を迅速に進めるため、登録認定機関制度を創設（同法第18条～第33条）。
- ・ 輸出促進法第20条に基づき、（一社）日本食品認定機構と（一財）日本食品検査を水産物の施設認定を行う登録認定機関として登録。

一般社団法人日本食品認定機構

登録日 : 令和2年6月3日

認定品目 : アメリカ合衆国に輸出される
水産物

認定体制 : 平成10年から民間検査機関と
連携し、施設認定を行っており、
現在90名の審査体制を構築。

一般財団法人日本食品検査

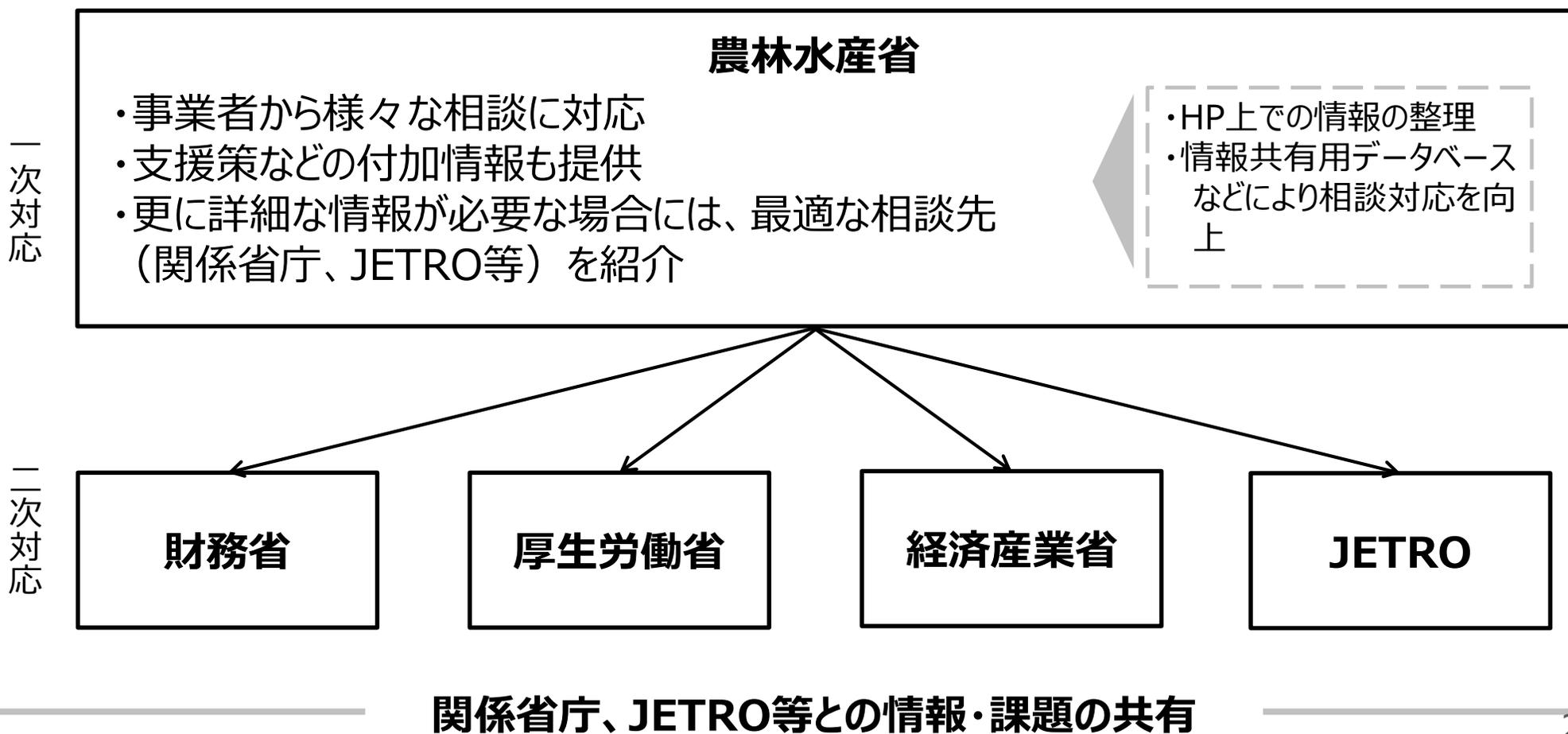
登録日 : 令和2年6月4日

認定品目 : インドネシア、ウクライナ、
オーストリア、ナイジェリア、
ブラジル及びロシアに輸出される
水産物

認定体制 : 全国に7箇所の事業所を持ち、
機動的に施設の認定、証明書
の発行を実施。

輸出についての一元的な相談窓口の設置

- 本年4月から農林水産省本省に、輸出に取り組む事業者からの相談を一元的に受け付ける窓口を設置し、地方農政局等においても整備中。
- 本年秋頃を目途に、農林水産省は、関係省庁やJETRO等と相談情報を共有できるデータベースを整備して、相談内容や回答を共有するとともに、共通のQ&Aを作成するなど、相談対応を向上。
- 関係省庁やJETRO等は、ネットワークを通じて情報・課題を共有。

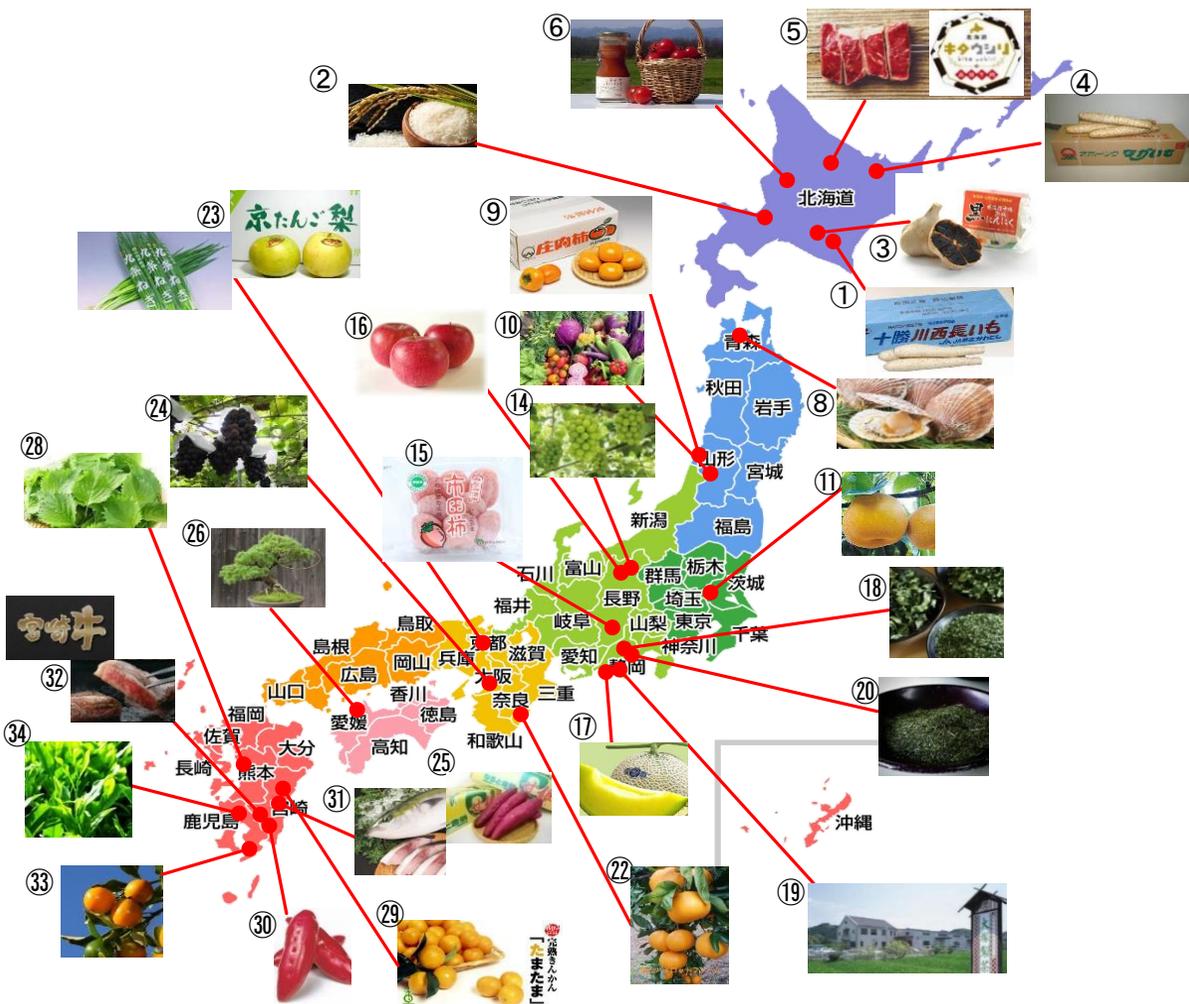


5.輸出事業者の支援



輸出事業計画の認定

- 輸出促進法第34条に基づき、輸出事業者は、生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化などの改善を図る事業に関する計画（輸出事業計画）の認定を受けることが可能。
- 輸出事業計画の認定を受けた場合は、グローバル産地として関連ハード事業等の優先採択のほか、株式会社日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援措置の対象（認定実績34件）。（令和2年9月28日現在）



都道府県	実施事業者	品目
北海道	① 帯広市川西農業協同組合	ながいも
	② 北海道産米輸出促進協議会	米
	③ 十勝清水町農業協同組合	にんにく
	④ オホーツク網走農業協同組合	ながいも
	⑤ 北海道チレン農業協同組合連合会	牛肉
	⑥ 北海道アグリルネサンス(株)	ミニトマト・加工品
	⑦ 岩田醸造(株)	味噌・加工品
青森県	⑧ 青森県漁業協同組合連合会	ホタテ加工品
山形県	⑨ 庄内たがわ農業協同組合	柿
	⑩ 河北町	イタリア野菜
茨城県	⑪ 下妻市果樹産地協議会	梨
埼玉県	⑫ 木内酒造(資)	ウイスキー
	⑬ (株) ミリオンエンタプライズ	つくね製品
長野県	⑭ ながの農業協同組合	ぶどう・りんご
	⑮ みなみ信州農業協同組合	市田柿
	⑯ あっぶるぼういず	りんご
静岡県	⑰ 静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所	メロン
	⑱ 静岡オーガニック抹茶(株)	茶
	⑲ 大塚製茶(株)	茶
	⑳ 青羽根製茶生産組合茶工房たくみ	茶
福井県	㉑ (株) 幸池商店	米
三重県	㉒ 三重みかん輸出産地形成プロジェクト	みかん
京都府	㉓ 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会	京野菜、梨
	㉔ 大阪府・大阪府立環境農林水産総合研究所	ぶどう(ワイン)
徳島県	㉕ (株) 農家ソムリエ・ず・あのか(株)	かんしょ・加工品
愛媛県	㉖ えひめ愛フード推進機構	盆栽
福岡県	㉗ SAT GROUP株式会社	柿
熊本県	㉘ くまもと農業成長産業協同組合	青紫蘇・加工品
	㉙ みやざき「食と農」海外輸出促進協議会	きんかん
宮崎県	㉚ (株) くしまアオイファーム	かんしょ
	㉛ 宮崎県漁業協同組合連合会	ぶりファイル
	㉜ (株) ミヤチク	牛肉
鹿児島県	㉝ 鹿児島県経済農業協同組合連合会	きんかん
	㉞ 鹿児島県経済農業協同組合連合会	抹茶